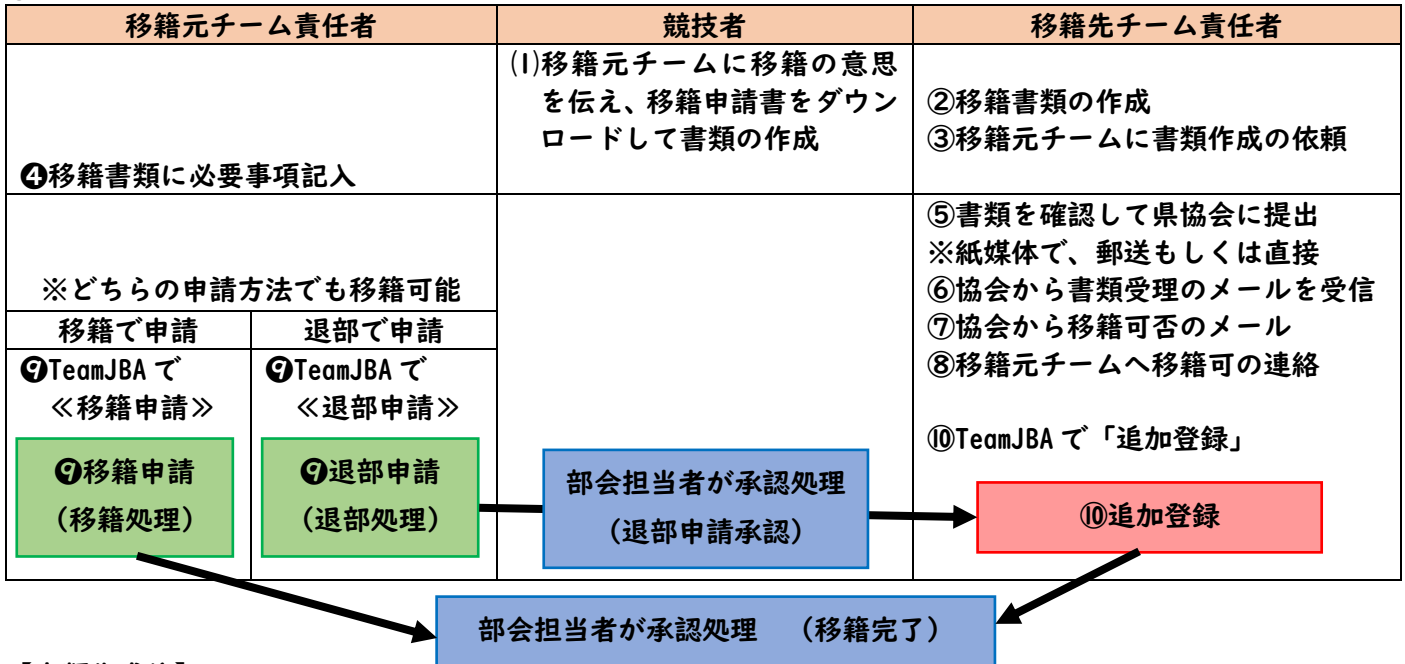


<令和3年度 移籍手続き解説>

(一財)岐阜県バスケットボール協会 U15 部会 登録担当

【事前準備】

- ①移籍元チームに移籍の意思を伝え、移籍ガイドに従い、移籍申請書をダウンロードして書類を作成する。
- ②移籍先チームの責任者が必要事項を記入し、押印して書類を完成させる。
- ③移籍先の情報が記入された申請書を移籍元チームに提出し、移籍の申し出とともに書類作成を依頼する。
- ④移籍元チームは、書類に必要事項を記入して、競技者または移籍先チームへ提出する。



【書類作成後】

- ⑤完成した書類に不備がないかを確認して、県協会に紙媒体で書類を提出する。(郵送もしくは直接提出)

提出先	〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南1丁目11番 12号 水産会館4A1号室 (一財)岐阜県バスケットボール協会 事務局 移籍処理担当宛
-----	--------------------------------------------------------------------------

- ⑥県協会事務局が届いた書類の不備を確認する。移籍先チームに書類の受理のメールが届く。

※この時点では、まだ承認されていません。

- ⑦県協会担当者が移籍回数の確認し、移籍を承認する。移籍先チームに移籍の可否を連絡がある。

- ⑧移籍可の連絡が届いたら、移籍元チームに「退部申請」の依頼をする。

【TeamJBAでの処理】 **※どちらの申請方法でも移籍は可能です。**

《移籍申請》

- ⑨移籍元チームは、TeamJBAで該当選手の「移籍申請」を行う。
→部会担当者により承認作業が行われ、移籍が完了します。

※移籍先チームの責任者は移籍が完了しているかを TeamJBA で確認をしてください。

【留意点】

1. 所属先を決めるのは、競技者です。競技者の意向を尊重した移籍となるよう責任者にご協力ください。
2. 移籍手続きとなりますので、「退部」を「抹消」と間違えないようにしてください。
3. JBAの移籍ガイドをよく読んで、理解してから作業を行ってください。
4. TeamJBAでの処理が「移籍」と「退部」のどちらでも、**県協会への書類提出は必須**となります。
県協会での移籍承認される前や承認されていない場合は、TeamJBAで処理しても承認されません。
5. U15選手権大会に向けての移籍については、承認受付の期日、承認審査の機会が限られていますので、早めに決断と対応をしてください。**大会出場のためには、8月15日までに書類の提出が必要です。**

【U15 カテゴリー移籍手続きガイド】

http://u15.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/2021/06/JBA_U15_Transfers-guide_20210601.pdf

【U15 カテゴリー移籍申請書 (記入用)】

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_U15_TransfersConsentForm.pdf

【U15 カテゴリー移籍申請書 (記入見本)】

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_U15_TransfersConsentForm_ex.pdf